

参議院選挙も終わり、与党側の圧勝により「ねじれ国会」の状態が解消され、安倍政権の政策実現がやりやすくなりました。アベノミクスの成長戦略も推進されて行くことと思います。今回も、前回に引き続き成長戦略のうち次世代育成支援に関する話題をご紹介します。

育児休業の延長と取得率

前回、アベノミクスの成長戦略にある「育児休業3年」についてご紹介しましたが、そもそも3年に延長する以前に育児休業の取得すらできない企業もあるのが現実です。育児休業は、期間の長短より取得できないことに問題があるといえます。制度を利用できる人にだけ手厚くするよりは、支援を受けられない人を減らすことが先ではないかということです。

厚生労働省の「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の概況」によれば、平成13年には出産によって7割近い女性が仕事を失っていましたが、平成22年には仕事を失う女性は54.1%と10%以上改善されています。しかし、これでもまだ半数以上の女性が育児休業を取得せずに退職していることとなります。この中には働き続けたいのに辞めざるを得なかった女性が多く含まれていると思われます（統計にはパートも含む。正規雇用に限っても45%の女性が職を失っている）。

期間を延長するより取得率を引き上げる方が先だと思われる所以です。

男性の長時間労働

育児休業の取得率アップとセットで考えるべきことは男性の働き方です。アベノミクスにあるように、最終的には3年間の育児休業を法律で強制したとして（国がそのために企業支援をする必要はあると思いますが）、どこかに「穴」が開いた状態で強制すれば歪みが別のところに発生し、次世代育成支援に悪影響を及ぼします。ここでいう穴とは、男性の長時間労働です。

男性を好き放題に使える状態があるので、企業は出産・育児のある女性を敬遠して男性ばかり雇用するようになります。これは企業にとっては責められない行動ですが、社会全体ではマイナスの行動になってしまいます。女性は子供が生まれると半数が仕事を辞めており、その結果として経済的事情から2人目3人目の子供は増えません。国全体で見れば、少子化が進み、男性は長時間労働になり、よいことは何もありません。

政策を実行するには、まず穴を埋めてからでなければ、マイナスの効果が出てしまいます。

女性の就業支援

国は、景気対策として余計なお金を使うくらいなら、女性の雇用（就業支援）に予算を使うべきかもしれません。働く女性にとって支援が必要な時期は、子供が小さい間のごく短期間です。その時期を集中的に支援すれば、女性はずっと働き続けることができます。

そして、女性が雇用を継続できれば、パート収入と比較して生涯賃金で数千万円の違いとなり、若い夫婦は子供を生み、家を買うこともできます。子育てと住宅購入は経済活動の中でも特に規模が大きいものです。これほど効率の良い税金の使い方は他にないのではないでしょうか。

女性の職場復帰

結婚や出産などで退職した女性が職場復帰した場合、経済波及効果が6兆円以上になるとの試算を電通総研が発表しました。安倍政権はアベノミクスの成長戦略で「女性の活躍」促進を掲げていますが、女性が職場で活躍すれば消費と企業活動の双方に相乗効果をもたらすことが改めて示された形です。

国勢調査などから算出した試算によると、結婚や出産を機に退職し、再就職を希望する25～49歳女性は約360万人いて全体の18.8%です。この全員が希望する就業形態で就職した場合、平均年収が正社員で約275万9千円、パート・アルバイトで約104万4千円増加。消費の増加額は約3兆1732億円となるそうです。

この増加額をもとに、国内の各産業部門への直接効果を試算したところ、計2兆9822億円となり、企業間取引

などを含めて算出した経済波及効果は、6兆3962億円となることが見込まれるそうです。

結婚や出産などで退職した女性が再就職すれば、可処分所得の増えた女性による新たな消費が生まれるほか、その受け皿になる商品を女性のアイデアで開発するという好循環も生まれると分析しています。

マタニティ・ハラスメント

最近、マスコミでは、妊娠・出産を理由とした解雇や契約打ち切りなどの「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」がはびこっているとの報道がされています。

<朝日新聞の掲載例>



労働組合の全国組織「連合」が今年5月に行った調査（626人回答）では、妊娠経験のある316人のうち4人に1人（25.6%）がマタハラを受けたと答えたそうです。「妊娠中や産休明けに心ない言葉を言われた」（9.5%）、「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」（7.6%）が目立っています。

女性が働き続けながら子供を産み、育てることを妨げているマタハラは、社会的にも糾弾されるものです。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060